



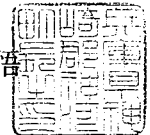
神河町公告(告示)第41号

下記の森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により告示する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記の場所において縦覧に供する。

令和8年3月18日

神河町長 山名宗悟



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班	小班	地目	面積ha	経営管理権の存続期間	備考
R7-2-01	神河町川上字ナメラタニ 809-5	122	ア	山林	3.53	5年間 (2031.2.28)	
	神河町川上字ナメラタニ 809-7	122	ア	保安林	2.74		
	計				6.27		
R7-2-02	神河町川上字ナメラタニ 809-8	122	ア	保安林	7.58	5年間 (2031.2.28)	
R7-2-03	神河町川上字ナメラタニ 809-12	123	イ	山林	1.28	5年間 (2031.2.28)	
R7-2-04	神河町川上字ナメラタニ 809-15	123	イ	山林	7.78	5年間 (2031.2.28)	
R7-2-05	神河町川上字ナメラタニ 809-18	123	ア	山林	4.71	5年間 (2031.2.28)	
	神河町川上字ナメラタニ 809-19	123	ア	山林	1.70		
	計				6.41		
R7-2-06	神河町川上字ナメラタニ 809-24	123	イ	山林	0.60	5年間 (2031.2.28)	
	総計				29.92		

2 縦覧場所 神河町役場農林政策課
神河町のホームページ (<http://www.town.kamikawa.hyogo.jp/>)

3 本公告により、神河町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。